

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり公表します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
烏丸線の可動式ホーム柵未設置の駅	可動式ホーム柵の全駅設置に向けた具体的な計画を策定する。（令和元年度）	計画通り実施済
トイレへのオストメイト対応設備未設置の駅	以下の駅トイレの老朽化に伴う全面改修にあわせ、オストメイト対応設備を設置する。 ・九条駅，くいな橋駅（令和元年度）	計画通り実施済
エスカレーターへの音声案内設備未設置の駅	以下の駅のエスカレーターの老朽化に伴う更新にあわせて、行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備を設置する。（令和元年度） ・北大路駅（3基：ホーム～コンコース） ・鞍馬口駅（1基：ホーム～コンコース）	計画通り実施済

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動の支援，声掛け及び誘導案内	駅係員が，目の不自由な方や車いす利用者などに対して積極的に支援のお声かけをするとともに，それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助を行う。（令和元年度）	計画通り実施済
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ，「交通サポートマネジャー」の資格を有する駅係員を新たに50人養成する。（令和元年度）	計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅案内サインの更新	高齢の方や障害のある方をはじめ全ての設が視覚で簡易かつ正確に情報を得られるよう，全駅の案内サインに用いているピクトグラム（絵記号）を，JIS規格のピクトグラムに更新する。（令和元年度）	計画通り実施済

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに50人養成する。(令和元年度)	計画通り実施済
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和元年度)	計画通り実施済
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和元年度)	計画通り実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・視覚障害者団体や他の鉄道事業者と共同で、視覚に障害のある方に対する声掛け等をお願いする共同啓発活動を4回実施した。
 ・ウェブサイトや電話等で寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
 ・障害者団体との意見交換会を実施し、対応等について協議を行った。
 ・ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課としてバリアフリーの取組を推進した。

(3) その他

--

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地
事 業 者 名 京都市交通局
代 表 者 名 (役職名及び氏名) 京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治

鉄 道 駅 名	駅 の 路 線 の 称	線 名	所在都道府 県市町村			一日当たり の利用者数	有 無	人 人 別	、 の	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段 差 対	へ の 応	プ ラ ッ ト の 数	段差が解 消されて いるブ ラッ トの 数	エ レ ベ ー タ ー の 設 置 数	エ ス カ レ ー タ ー の 設 置 数	そ の 他 の 機 器 の 数	傾 斜 路 の 数	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 有 無	案 内 設 置 の 有 無	備 内 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	車いす 利用者の 円滑な乗 降が可能 なプラット ホームの 数	転落防 止のた めの設 置の有 無
			都道府県	23区・郡 ・市	町・村 ・区																						
国際会館	駅	烏丸線	京都府	京都市	左京区	26,019 人					○		1	1	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○		1		
松ヶ崎	駅	烏丸線	京都府	京都市	左京区	11,593 人					○		1	1	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○		○	○		1		
北山	駅	烏丸線	京都府	京都市	北区	14,544 人					○		1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○		○	○		1		
北大路	駅	烏丸線	京都府	京都市	北区	31,340 人					○		1	1	2 (2) 基	5 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○		1		
鞍馬口	駅	烏丸線	京都府	京都市	上京区	10,197 人					○		1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○		1		
今出川	駅	烏丸線	京都府	京都市	上京区	27,758 人					○		1	1	2 (2) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○		1		
丸太町	駅	烏丸線	京都府	京都市	中京区	23,356 人					○		1	1	1 (1) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		1		○
四条	駅	烏丸線	京都府	京都市	下京区	102,351 人					○		1	1	3 (3) 基	10 基	1 基	4 (4) 箇所		○	○	○	○		1		○
五条	駅	烏丸線	京都府	京都市	下京区	14,843 人					○		1	1	2 (2) 基	6 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○		1		
京都	駅	烏丸線	京都府	京都市	下京区	128,783 人					○		1	1	3 (3) 基	3 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○		1		○
九条	駅	烏丸線	京都府	京都市	南区	5,445 人					○		1	1	2 (2) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○		1		
十条	駅	烏丸線	京都府	京都市	南区	7,561 人					○		1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○		○	○		1		
くいな橋	駅	烏丸線	京都府	京都市	伏見区	6,035 人					○		1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		1		
竹田	駅	烏丸線	京都府	京都市	伏見区	19,268 人					○		2	2	4 (4) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		2		
六地藏	駅	東西線	京都府	宇治市	六地藏奈良町	13,673 人					○		1	1	5 (5) 基	5 基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○		1		○
石田	駅	東西線	京都府	京都市	伏見区	6,943 人					○		1	1	5 (5) 基	5 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○		1		○
醍醐	駅	東西線	京都府	京都市	伏見区	12,849 人					○		1	1	2 (2) 基	3 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○		1		○
小野	駅	東西線	京都府	京都市	山科区	7,381 人					○		1	1	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○		○	○		1		○
柳辻	駅	東西線	京都府	京都市	山科区	17,084 人					○		1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○		○	○		1		○
東野	駅	東西線	京都府	京都市	山科区	12,126 人					○		1	1	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○		○	○		1		○
山科	駅	東西線	京都府	京都市	山科区	44,663 人					○		1	1	1 (1) 基	4 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		1		○
御陵	駅	東西線	京都府	京都市	山科区	8,370 人					○		2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○		○	○		2		○
蹴上	駅	東西線	京都府	京都市	東山区	11,819 人					○		1	1	2 (2) 基	6 基	基	箇所		○		○	○		1		○
東山	駅	東西線	京都府	京都市	東山区	20,061 人					○		1	1	2 (2) 基	7 基	基	箇所		○	○	○	○		1		○
三条京阪	駅	東西線	京都府	京都市	東山区	27,025 人					○		1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○		1		○
京都市役所前	駅	東西線	京都府	京都市	中京区	28,747 人					○		1	1	1 (1) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○		1		○
烏丸御池	駅	烏丸・東西線	京都府	京都市	中京区	114,068 人					○		3	3	3 (3) 基	4 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		3		○
二条城前	駅	東西線	京都府	京都市	中京区	10,152 人					○		1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○		○	○		1		○
二条	駅	東西線	京都府	京都市	中京区	20,792 人					○		1	1	2 (2) 基	3 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○		1		○
西大路御池	駅	東西線	京都府	京都市	中京区	12,157 人				○	○		1	1	5 (5) 基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○		1		○
太秦天神川	駅	東西線	京都府	京都市	右京区	18,011 人				○	○		1	1	4 (4) 基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○		1		○
(合計) 31 駅								0 駅		2 駅	31 駅	35	35	31 77 (77) 駅基	31 駅基	1 駅1 基	14 25 (25) 駅箇所	4 駅	31 駅	22 駅	31 駅	31 駅	31 駅	31 駅	19 駅		

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地

事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	